

## エコ通勤優良事業所認証・登録証及びロゴマーク使用規程

### 1. 目的

この使用規程は、エコ通勤優良事業所認証実施要綱（以下、「認証要綱」という。）第13条に基づき、エコ通勤優良事業所認証・登録証、（以下、「登録証」という。）エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. 登録証

#### (1) 登録証の発行

エコ通勤優良事業所として認証登録された事業所には、公共交通利用推進等マネジメント協議会会長及びエコ通勤優良事業所認証制度に関する事務の所掌法人である公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下、「エコモ財団」という。）会長の連名による登録証を1通発行します。

#### (2) 登録証の期限

登録証の有効期間は、認証・登録日から2年間です。

#### (3) 登録証の返却

有効期間内であっても、登録を取りやめた場合には、登録証を返却しなければなりません。

#### (4) 登録証の掲示等

登録証を認証取得事業所内に掲示することができます。会社のホームページ等に掲載することもできます。

#### (5) 登録証のコピー

事業者が、掲示等を目的として登録証のコピーを使用することは可能です。

### 3. ロゴマーク

#### (1) ロゴマークの使用許可

①次に掲げるものには、ロゴマーク（下図）の使用を許可し、ロゴマークダウンロード用 URL を連絡します。

a) エコ通勤優良事業所として認証登録された事業所

b) エコ通勤優良事業所認証制度の推進、普及又は啓発に寄与する行事等を行う者で、次のいずれかに該当し、認証実施に関する事務を所掌する国土交通省総合政策局地域交通課及びエコモ財団（以下、「事務局」という。）の許可を受けた者：

国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等、地方公共団体、公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体、新聞・テレビ等の

- 報道事業を営む会社、その他これらに準ずると認められるもの
- ②上記 b)の使用許可を得ようとする者は、別紙様式により、エコモ財団に申請しなければなりません。事務局は、前項の申請を受けたときは、内容を審査の上許可するものとし、事務局は、許可するにあたり、条件を付すことができます。



エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク

## (2) ロゴマークの使用上の注意

- ①ロゴマークは、別紙「「エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク」の使用について」に基づいて使用してください。
- ②ロゴマークを縮小または拡大して使用する場合は、縮小または拡大後の各部分は3.(1)項の図と同一の縦横比率としてください。
- ③ロゴマークは、登録事業所及び許可された者に限り使用が認められます。
- ④複数の事業所があり、その一部の事業所が認証・登録されている場合において、ホームページ、パンフレットなどの広報資料、役員・営業担当者名刺などに使用する場合は、登録されている事業所名を併記することにより、ロゴマークを使用することができます。

## (3) ロゴマークの使用中止

次の場合にはロゴマークの使用を中止しなければなりません。

- ①不適切な使用があり、事務局が使用許可を取り消した場合
- ②認証・登録された事業所の登録が失効した場合

## 4. 規程の改訂

この使用規程は、必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合がありますので、ご承知ください。

付則

この規程は、平成21年6月11日から施行する。

付則（平成30年6月27日公マネ規第1号）

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

付則（令和3年6月28日公マネ規第1号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。